

「緑の募金」運動推進要領

(目的)

第1条 この要領は、府民のみどりに対する理解と認識を深めるとともに、みどり豊かな大阪の実現を図るため、財団法人大阪みどりのトラスト協会（以下「協会」という。）が推進する「緑の募金」運動（以下「募金運動」という。）について必要な事項を定める。

(名称)

第2条 募金運動の名称は、当該年度「緑の募金」運動と称する。

(期間)

第3条 3月1日から5月31日及び9月1日から10月31日までを募金強化月間とし、関係機関と連携し街頭募金を始め積極的に募金運動に取り組む。

(募金目標額)

第4条 募金の目標額は毎年度定める。

(募金の方法)

第5条 募金の方法は、街頭募金、学校募金、職場募金、家庭募金、企業募金等とする。

(募金運動の啓発)

第6条 協会は、募金運動に対する府民の理解を深めるため、その目的・方法等募金運動の趣旨について広く周知を図るとともに、関係機関の協力の下、あらゆる広報媒体を通じて積極的に広報啓発を実施する。

(募金者及び募金総括協力団体)

第7条 募金者は募金運動を実施する。

2 募金総括協力団体は、傘下の募金者が実施する募金運動について、協会に協力する。

(街頭募金運動)

第8条 街頭募金運動については、この要領によるほか、別に定める街頭募金運動実施要領により実施する。

(募金の取扱い)

第9条 募金者は、受領した募金を速やかに協会所定の振込用紙により、りそな、三菱東京UFJ、三井住友の各銀行本支店、郵便局振替口座、大阪府信用農業協同組合連合会本所へ振り込む。

ただし、やむを得ない場合には、所定事項を記入した振込用紙を同封の上、現金書留等により送金することができる。この場合、協会はただちに領収書を発行する。

2 募金の振込及び送金に際しては、募金運動の経費（交通費、通信費、銀行振込手数料等をいう。ただし募金者に対する手数料、謝礼を除く。）として、募金額の1割以内を差し引くことができる。

（募金成果の公表）

第10条 協会は、募金終了後速やかに、その成果を公表する。

（緑化推進事業等交付金）

第11条 協会は、募金収納額（募金額から第9条第2項に規定する経費を差し引いた額）に別に定める割合を乗じて得た相当額を限度として、募金者自らが実施する地域の緑化推進事業等に対して、緑化推進事業等交付金を交付する。

（緑化推進事業等の成果の公表）

第12条 協会は緑化推進事業等の成果を公表する。

附則

この要領は平成8年3月4日から施行する。

附則

この要領は平成9年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成13年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成19年2月16日から施行する。